

京都市訓令甲第36号

庁 中 一 般

消 防 局

教育委員会事務局

京都市公舎管理規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第2条を次のように改める。

(管理者)

第2条 公舎の管理事務は、当該公舎の設置の目的に係る事務事業を所管する京都市事務分掌条例第1条に規定する局、会計室、区役所及び消防局長又は教育長(以下「管理者」という。)が行う。

第4条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「関すること」を「関すること。」に改め、同条第2号中「責」を「責め」に、「滅失」を「滅失し、」に改め、「損害額」の右に「の算定」を加え、「こと」を「こと。」に改め、同条第3号中「第11条」を「第10条」に、「費用額の算出」を「費用の額の算定」に、「こと」を「こと。」に改め、同条第4号を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第6条関係）

公 舎 台 帳

所属名

| 公舎番号 | 公舎の所在地 | 敷地総面積 | 平方メートル | 公 舎 の 賃 与 を 受 け た 者 | | | | | | | | | |
|-----------|------------|-------------|------------------|---------------------|--------|-----|---------|---------|---------|-------|-------|--|--|
| | | | | 所 属 | 職 名 | 氏 名 | 入舎承認年月日 | 入舎年月日 | 退舎年月日 | | | | |
| 建 物 | 構 造 | 面 積 | | 平方メートル | 摘要 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | 建 築 年 月 日 | ・ ・ ・ | 増改築した場合の内容 | | | | | | | | | |
| | | 増改築年月日 | ・ ・ ・ | | | | | | | | | | |
| | 同 居 者 | | | | | | | | | | | | |
| 使用料算出基礎 | ①基準使用料(月額) | ②立地条件による調整額 | ③構造及び施設の良否による調整額 | ④経過年数による減額高 | ⑤所定算出額 | 摘要 | | | | | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 氏 名 | 続 柄 | 生 年 月 日 | 入舎承認年月日 | 入舎年月日 | 退舎年月日 | | |
| | | | | | | | | | ・ ・ ・ | ・ ・ ・ | ・ ・ ・ | | |
| | | | | | | | | | ・ ・ ・ | ・ ・ ・ | ・ ・ ・ | | |
| 使用料の改定の経過 | 改定年月日 | ・ ・ ・ | ・ ・ ・ | ・ ・ ・ | ・ ・ ・ | | | | | | | | |
| | 月 額 | 円 | 円 | 円 | 円 | | | | | | | | |
| 減免した場合の理由 | | | | | | | | 備考 | | | | | |

備考 裏面に公舎の位置の略図を記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(理財局財務部財産監理課)